

賛助会員規程

(賛助会員)

第1条 公益社団法人茨城県作業療法士会定款第6条第1号に従い、本会の目的に賛同し、これを援助しようとする個人又は法人は、別記第27号様式の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を経て本会の賛助会員となることができる。

(賛助会員の会費)

第2条 賛助会員を団体、個人に区分し、会費は次のとおりとする。

- (1)団体会員 年会費 10,000円
- (2)個人会員 年会費 3,000円

2. 会費の納入は原則として、当該年度の5月30日までとする。

(賛助会員の特典)

第3条 賛助会員である団体及び個人は、次の特典を受けることができる。

- 1. 会員と同様に、本会が発行する刊行物および本会事業の案内等を送付する。
- 2. 作業療法に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等を行う場合には、本会から指導、助言を受けることができる。
- 3. 本会が主催する学会、研修会等で展示設備のある場合には、展示空間を無償で利用することができる。ただし個人会員については、その内容等を吟味検討し理事会がこの有無を決定する。この際、設営に掛かる実費は、当該賛助会員の負担とする。
- 4. 本会が発刊する学会機関誌、会報等への広告を掲載する場合は、掲載料金につき5割引の特典を受ける。(別表)
- 5. 当士会ホームページへのバナー広告を掲載する。

(募金の制限)

第4条 本会は、本会が主催する学会、研修会等に際し賛助会員に寄付を求めない。

(退会)

第5条 茨城県作業療法士会定款10条第1号に従い、賛助会員は退会しようとするとき、会長に届けなければならない。

2. 退会届の書式は、別記第28号様式の通りとする。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

附 則

- 1. この規程は、平成30年5月13日から施行する。
- 2. この規程は、令和8年1月13日から施行する。

(別表) 学会機関誌 広告掲載料

会員施設

	A 4 1／2 頁	A 4 1 頁
一般	3,000 円(+税)	6,000 円(+税)
賛助会員	1,500 円(+税)	3,000 円(+税)

企業・団体：広告掲載のみ

	A 4 1／2 頁	A 4 1 頁
一般	6,000 円(+税)	12,000 円(+税)
賛助会員	3,000 円(+税)	6,000 円(+税)

企業・団体：出展のみ

一般	10,000 円(+税)
賛助会員	無料

企業・団体：広告+出展

	A 4 1／2 頁	A 4 1 頁
一般	15,000 円(+税)	20,000 円(+税)
賛助会員	3,000 円(+税)	6,000 円(+税)

※賛助会員は、出展料は無料のため広告掲載費のみ徴収する。